

「オスプレイいらない! 習志野八千代 船橋ネットワーク」主催の講演会

基地周辺の土地
売買が自由にで
きなくなる?!

知って止めよう! 土地規制法

基地周辺の住民や関係者
が国から調査される?!

講演会を開催します

2022年

5月7日(土) 13:30 開場

14時開演 16時半終了予定

船橋市東部公民館 4階 講堂 (JR津田沼駅から徒歩5分)

●感染対策にご協力ください。●参加費無料 ※会場でカンパをお願いします。

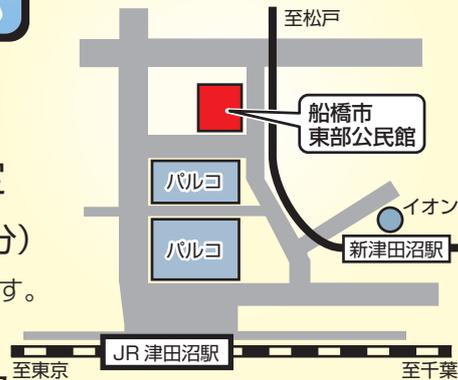


主催：オスプレイいらない!

習志野八千代 船橋ネットワーク

講師：馬奈木 巖太郎 (まなぎ いずたろう) さん

- 弁護士。1975年生。大学専任講師(憲法学)を経て現職。福島第一原発事故の被害救済訴訟(生業訴訟)に携わるほか、演劇界・映画界の#Me Tooやパワハラ問題も取り組む。
- 2021年6月、「土地規制法案」を審議中の参議院内閣委員会で参考人として「立法事実もなく国民に大打撃の法案は廃案しかない」と意見を述べる。
- 『徹底検証! 住民・市民を監視する土地規制法』(かもがわ出版) 著者。
- ★『土地規制法で沖縄はどうなる?』(影書房) ※4月発売予定



土地規制法は、昨年6月16日未明、参議院本会議において成立。

今年6月1日に一部施行し、9月1日に全面施行の予定。

国会での審議はわずか20時間余り。その審議の中でもこの法案の問題点が明らかになり、多くの市民が「廃案」の声を上げている中、政府与党が押し切って可決された。

基地や原発などの機能を阻害する行為に懲役を含む刑事罰を科すのが「土地規制法」。

しかし、「機能阻害」が具体的に何を指すのかが法律には書かれていません。

習志野基地でのオスプレイ訓練に反対する私たちの行動が「基地機能を阻害する」とされる恐れがあり、それに伴って私たちのような活動を萎縮させる狙いがあるとも思われます。

この法律の大きな問題点は基地周辺約1キロメートル内の住民やその関係者の思想信条を調査できる点です。

さらには基地周辺の土地の売買には事前の届け出が必要になることから、地価の下落を招くことも考えられます。

**9月の全面施行までに
この悪法を廃止させる
ことを目指し、私たちに
出来ることを学びましょう!**

発行：オスプレイいらない!

習志野・八千代・船橋ネットワーク

(略称：オスプレイいらない3市ネット)

●連絡先：090-2248-8142(金光)

陸上自衛隊習志野演習場・駐屯地、周囲約1キロメートルの目安図

